

認証の詳細

＜乳幼児用テーブル取付け式座席＞

－ 目 次 －

1. 工場登録・型式確認による SG マーク表示の場合

表 1 : 製造設備基準

表 2 : 検査設備基準

表 3 : 型式区分（ロット認証と共通）

表 4 : 型式確認申請手数料

表 5 : 型式確認試験の委託検査機関

表 6 : 型式確認試験の有効期限

表 7 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示方法

表 8 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示手数料

表 9 : SG マーク被害者救済制度の有効期限（ロット認証と共通）

2. ロット認証による SG マーク表示の場合

表 10 : ロット認証の委託検査機関

表 11 : ロット認証の申請手数料

表 12 : ロット認証の SG マーク表示方法

1. 工場登録・型式確認による SG マーク表示の場合

表 1：製造設備基準

製造設備	技術上の基準
1. 切断加工設備（当該製造工程を有する場合に限る。）	1. 適切に切断加工ができること。
2. 曲げ加工設備（当該製造工程を有する場合に限る。）	2. 適切に曲げ加工ができること。
3. 穴加工設備（当該製造工程を有する場合に限る。）	3. 適切に穴加工ができること。
4. 裁断設備（当該製造工程を有する場合に限る。）	4. 適切に裁断ができること。
5. 裁縫設備（当該製造工程を有する場合に限る。）	5. 適切に裁縫ができること。
6. 合成樹脂成形加工設備（当該製造工程を有する場合に限る。）	6. 適切に成形ができること。
7. 溶接加工設備（当該製造工程を有する場合に限る。）	7. 適切に溶接加工ができること。
8. めっき処理設備（当該製造工程を有する場合に限る。）	8. 適切にめっき処理ができること。
9. 組立て設備	9. 適切に組立ができるかしめ機、作業工具等の設備を備えていること。

ただし、切断加工設備、曲げ加工設備、穴加工設備、裁断設備、裁縫設備、合成樹脂成形加工設備、溶接加工設備、めっき処理設備及び組立設備で製造される部品の製造技術の状況により製造することが適切であると製品安全協会が認める者から当該部品の供給を受ける者であって製品安全協会が認める者は、当該設備の一部又は全部を備えることを要しない。	
---	--

表 2 : 検査設備基準

検査設備	技術上の基準
1. 寸法測定設備 2. (1) 部品の耐荷重試験設備 (2) 落下衝撃試験設備 (3) 座席の荷重試験設備 (4) テーブルへの取付け強さ試験設備 (5) シートベルトの耐荷重試験設備 (6) 股ベルトの耐荷重試験設備 3. テーブルへの取付け性試験設備 4. 毒性分析試験設備	1. (1) すきまゲージ (JIS B 7524 平成 4 年) 又はこれと同等以上の性能を有するものを備えていること。 (2) 金属製直尺 (JIS B 7516 昭和 62 年) 又はこれと同等以上の性能を有するものを備えていること。 2. (1) 耐荷重試験機 (7kgf の荷重を加えることができるもの) 及び試験に必要な治工具を備えていること。 (2) 「乳幼児用テーブル取付け式座席の SG 基準」の 3. (2) 項の試験が実施できる設備を備えていること。 (3) 試験用テーブル、質量 46kg の重り及び測定に必要な治工具を備えていること。 (4) 「乳幼児用テーブル取付け式座席の SG 基準」の 3. (4) 項の試験が実施できる設備を備えていること。 (5) 「乳幼児用テーブル取付け式座席の SG 基準」の 3. (5) 及び (6) 項の試験が実施できる設備を備えていること。 (6) 「乳幼児用テーブル取付け式座席の SG 基準」の 3. (7) 項の試験が実施できる設備を備えていること。 3. 「乳幼児用テーブル取付け式座席の SG 基準」の 4 項の試験が実施できる設備を備えていること。 4. 「乳幼児用テーブル取付け式座席の SG 基準」の

5. 繊維材料のホルムアルデヒド検査設備 ただし、座面の耐荷重試験設備、テーブルへの取付け強さ試験設備、シートベルトの耐荷重試験設備、股ベルトの耐荷重試験設備、テーブルへの取付け性試験設備、毒性分析試験設備及びホルムアルデヒド検査設備については、当該試験設備を有し当該試験を適切に行いいうると製品安全協会が認める者に定期的に当該試験を行わせている者は、当該試験設備を備えることを要しない。	5. (2) 項の試験が実施できる設備を備えていること。 5. 「乳幼児用テーブル取付け式座席の SG 基準」の 5. (3) 項の試験が実施できる設備を備えていること。
--	--

表 3 : 型式区分 (ロット認証と共通)

要素	区分
アームの材質	(1) 鉄鋼製のもの (2) アルミニウム合金製のもの (3) その他のもの
テーブルへの保持方法	(1) ゴムキャップによるもの (2) 吸盤によるもの (3) ネジを利用したもの (4) バネを利用したもの (5) その他のもの

表 4 : 型式確認申請手数料

申請窓口	手数料	振込先
製品安全協会	・ 申請手数料 5,500 円/型式（税抜 5,000 円/型式） ※ 外国からの送金の場合は、税抜の手数料です。	三菱 UFJ 銀行 東京公務部支店 普通口座 300447 口座名 一般財団法人 製品安全協会 MUFG Bank, Ltd. Tokyo-Komubu Branch Ordinary Account 300447 Consumer Product Safety Association (Swift Address) BOTKJPJT
委託検査機関	◆一般財団法人 ボーケン品質評価機構 ・ 型式確認試験手数料 61,380 円（税抜 55,800 円）	委託検査機関が案内する方法によりお支払い願います。 なお、委託検査機関に検査試料を送付する際は、型式確認申請の表紙のコピーを同封して下さい。

・ 手数料は本文書作成時点の参考価格を示しています。

・ 委託検査機関が複数ある場合は機関によって金額・納期等が異なることがあります。また、検査試料の大きさや個数によっては、検査試料の廃棄費用又は申請者への返送費用を別途請求する場合があります。詳細は委託検査機関にお尋ねください。

表 5：型式確認試験の委託検査機関

名称	送付先	検査試料の数
型式確認試験の申込先	一般財団法人ボーケン品質評価機構 ＜生活用品試験センター＞ 〒552-0021 大阪府大阪市港区築港 1-6-24 TEL：(06) 6577-0124 FAX：(06) 6577-0126	1 台／型式

表 6：型式確認試験の有効期限

適合日より 2 年間

表 7：工場登録・型式確認の SG マーク表示方法

表示方式	表示方法
協会支給ラベル方式	図 1 に示す協会支給ラベルを製品本体の見やすい位置に貼付します。 台紙の寸法は 27mm×27mm です。 最小交付単位は 50 枚です。 図 1 協会支給 SG ラベル 表示を行うためには、Web からログイン後「SG マーク表示数量申請」を行い、表 8 に示す手数料額を振り込んでください。申請記載事項及び手数料の入金を確認後、登録工場又は申請者が指定する場所に SG ラベルを送付します。

表 8 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示手数料

申請窓口	手数料	振込先
製品安全協会	16.5 円/個 （税抜 15 円/個） ※ SG ラベルの送付先が外国の場合には、別途送料が必要です。 ※ 外国からの送金の場合は、税抜の手数料です。	三菱 UFJ 銀行 東京公務部支店 普通口座 3 0 0 4 4 7 口座名 一般財団法人 製品安全協会 MUFJ Bank, Ltd. Tokyo-Komubu Branch Ordinary Account 300447 Consumer Product Safety Association (Swift Address) BOTKJPJT

表 9 : SG マーク被害者救済制度の有効期限（ロット認証と共通）

購入日より 3 年間

2. ロット認証による SG マーク表示の場合

表 10 : ロット認証の委託検査機関

申請 窓口	一般財団法人ボーケン品質評価機構	
	ロ ッ ト 認 証 の 申 請 先	<生活用品試験センター> 〒552-0021 大阪府大阪市港区築港 1-6-24 TEL : (06) 6577-0124 FAX : (06) 6577-0126
		同等性検査を次の機関で受検することも可能です。詳細は上記までお問い合わせください。なお、要する費用は国内の場合と同額です。 上海愛麗服装檢驗修理有限公司（中国）、常州市波肯紡織檢測有限公司（中国）、青島紡檢驗有限公司（中国）、SGS 香港株式会社（中国）、SGS Taiwan Limited（台湾）、SGS CSTC Standards Technical Services Co.,Ltd. Guangzhou Branch（中国）、SGS CSTC Standards Technical Services Co.,Ltd. Hangzhou Branch（中国）、財団法人 FITI 試験研究院（韓国）、PT. SGS INDOONESIA（インドネシア）、SGS Vietnam Ltd.（ベトナム）、SGS Thailand Ltd.（タイ） ・東京事業所 〒135-0001 東京都江東区毛利 1-12-1 TEL : (03) 5669-1382 FAX : (03) 5669-1381 ・名古屋営業所 〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄 1-25-15 TEL : (052) 231-0861 FAX : (052) 231-6006 ・西部営業所 〒700-0033 岡山県岡山市北区島田本町 1-1-47 TEL : (086) 255-0282 FAX : (086) 255-024

表 1 1 : ロット認証申請手数料

窓口	手数料	振込先
一般財団法人ボ ーケン品質評価 機構	(1) 基準適合性検査（検査試料の数は表 5 と 同じ） 47,300 円（税抜 43,000 円） (2) 同等性検査（①+②+③） ① 16.5 円/個 （税抜 15 円/個） 160 以下： 20,900 円（税抜 19,000 円） 161～650： 23,100 円（税抜 21,000 円） 651～1,600： 27,500 円（税抜 25,000 円） ② ロットの大きさ毎の額 ③ 同等性検査に要する旅費（委託検査機関 の規程に基づく額）	委託検査機関が案内する 方法によりお支払い願ひ ます。

・手数料は本文書作成時点の参考価格を示しています。

・委託検査機関が複数ある場合は機関によって金額・納期等が異なることがあります。また、検査試料の大きさや個数によっては、検査試料の廃棄費用又は申請者への返送費用を別途請求する場合があります。詳細は委託検査機関にお尋ねください。

表 1 2 : ロット認証の SG マーク表示方法

表示方式	表示方法
協会支給ラベル方式	図 1 に示す協会支給ラベルを製品本体の見やすい位置に貼付します。 台紙の寸法は 22mm×22mm です。 図 1 協会支給 SG ラベル 「協会支給ラベル方式」は、同等性検査合格時に委託検査機関から渡します。申請者は SG ラベルをロット認証の申請ロットに含まれる製品に貼付してください

【作成・改正履歴】

2021/6/1 : 新規作成